

#### ④：内閣府

〈問④ 災害時の感染拡大防止策を徹底すること。特に、現地に赴くボランティアや派遣行政職員等に対する検査の実施などについて、政府の方針を明らかにすること。〉

##### 【国の職員】

- 被災地へ派遣される国の職員については、これまでも、長期間健康状態に問題がなく、周囲にも体調不良者のいない職員であることを前提に、マスクの着用や手指消毒、共有パソコン等の消毒の徹底等、感染防止対策に留意しながら実施してきたところ。

##### 【ボランティア】

- 緊急事態宣言解除後において、ボランティアの募集範囲を拡大する場合には、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等に示される外出の自粛等の考え方の下、被災地域の住民のニーズ等を把握し、被災者の意向等も踏まえ、自治体とも協議した上で決定する旨を全国社会福祉協議会から地域の社協に通知している。
- 当該通知を踏まえ、内閣府も自治体に対し、地域の社協と連携して、必要なボランティア人員を受け入れることによる被災地の早期復旧・復興等に留意し、適切に対応いただくよう通知しているところ。
- 現在、熊本県知事がボランティアは県内からとする意向を示されている中、内閣府としては、ボランティアの募集範囲や健康状態の確認の考え方については、地元の被災者や自治体等の意向を尊重することが必要と考えている。

## 新型コロナウイルス対策等に関する要望事項について

令和2年7月15日  
厚生労働省

## 【本日特に協議を求める件】

- ④ 災害時の感染拡大防止策を徹底すること。特に、現地に赴くボランティアや派遣行政職員等に対する検査の実施などについて、政府の方針を明らかにすること。

- 新型コロナウイルスの感染防止を踏まえた避難所運営については、本年4月以降、地方自治体に対し、
  - ・ ホテルや旅館の活用等も含めた可能な限り多くの避難所の開設、発熱・咳等の症状が出た方々のためのスペースの確保等について必要な要請等を行ってきたほか、
  - ・ ①密閉、密集、密接の3つの「密」の回避、②手洗い、咳エチケット等の実施、③定期的な清掃、十分な換気の実施といった感染防止対策等について万全を期するよう依頼しているところ。
- 引き続き、避難所における感染拡大防止に取り組んでまいる。